

2012 年 10 月 27 日

老後の財産管理は万全ですか？

～老後の財産管理に必要な基礎知識～

弁護士 片山登志子

第 1 老後の財産管理に関してどんな問題が起こっているか

- 1 本人の財産や老後の生活への対応をめぐる親族間に紛争がある場合
- 2 本人の財産や老後の生活への対応ができる親族が近くにいない場合
身よりのいない場合
身よりが高齢である場合
- 3 土地活用など不動産の管理が必要な場合
本人の判断能力が低下した後の土地活用には、成年後見人（本人に代わって契約等の手続きを行う代理人）が必要とされることが多い。
しかし、成年後見人と本人の親族との間で意見が食い違うケースも少なくない。

第 2 成年後見制度ってどのような制度？

- 1 成年後見制度の種類
(1) 家庭裁判所が選任する成年後見には 3 つの種類がある

① 成年後見人の選任

本人が、常に判断能力を欠く状況にある場合は、成年後見人が選任され本人の療養看護計画を立て、終始の予定を立て、さらに財産を管理する。

成年後見人が本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行うことになる。

具体的には、

- 預貯金の管理・払戻、不動産その他重要な財産の処分（売買、賃貸借契約の締結・解除、担保物件の設定等、遺産分割）
- 介護契約、施設入所契約、医療契約の締結等

○ 要介護認定の申請等

② 保佐人の選任

本人の判断能力が、後見人選任を必要とするまで低下していないが、特に不十分な場合は、保佐人が選任される。

不動産の賃貸や、金銭の借り入れ、不動産の売却などには保佐人の同意が必要となる。

③ 補助人の選任

本人の判断能力が、保佐人選任を必要とするまで低下していないが不十分な場合は、補助人が選任される。

家庭裁判所が決めた特定の行為についてのみ補助人の同意が必要となる。

(2) 任意後見制度

任意後見契約に関する法律に基づく制度

本人が、契約できる能力を有している間に、将来、判断能力が不十分になったときの財産管理や療養看護を託す人（任意後見人）を、その人との合意によって決めておく制度。

自分の意思で任意で後見人を決めるので「任意後見」という。

公証人の作成する公正証書によることが必要

本人の判断能力が不十分な状況になったときに、本人または任意後見受任者等から家庭裁判所に「任意後見監督人」の選任の申立をし、選任された時から任意後見契約の効力が発生する。

2 制度の利用状況（①から③は平成22年の司法統計）

① 後見開始（取消を含む）	新受件数	25016件
② 保佐開始（取消を含む）	新受件数	7915件
③ 補助開始（取消を含む）	新受件数	3450件
④ 任意後見契約関係（平成18年度）	新規契約締結件数	5610件

3 成年後見制度の趣旨・目的

(1) 判断能力の不十分な者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）

を支援し保護するための制度。

- (2) 後見人等には、本人の意志の尊重と身上に配慮する義務がある
従来の禁治産・準禁治産制度とは異なる
従来の制度は、「家産の保護」の色彩が濃厚
→ 戸籍に記載されることもやむなし、実質的な社会生活から本人が
排除されることもある程度当然のこととして考えられていた。

成年後見制度は、判断能力が不十分になったとしても、それまでと
なるべく同じように、その人らしく、その人が判断力が十分であった
なら選択したであろう方向にそって生活できるように、本人の意志を
尊重しながら援助を図っていく制度
→ 戸籍には記載されず、成年後見登記に記載されるのみ

第3 成年後見人による不動産管理に関するポイント

- 1 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要である
が、それ以外の不動産については必要に応じて成年後見人の名で処分する
ことができる。
- 2 本人の生活のために不動産を処分して現金化するか、処分せずにおいて
おくか、賃貸等の活用を考えるべきかは、成年後見人が慎重に判断するこ
とになる。

E x 本人の所有地を担保にするなどして建築費を借入、居住または収益
目的で被後見人名義の建物を建築することが許されるか

→ 考え方としては、本人の財産規模、収支状況、収益計画の内容等
を検討して個別に是非が判断されるということになっている

しかし、相続税対策のための財産管理・活用・処分はすべきでは
ないとの考え方が一般的であり、また本人にリスクが発生するよう
な行為も避ける傾向。

E x 本人の所有地上に後見人名義（あるいは親族名義）の建物を建築し、
後見人（あるいは親族）名義のローンについて本人の所有地に担保権
を設定することは許されるか

- 本人も当該建物に居住するか、地代を徴収できるなど本人の利益が確保されることが必要
 - さらに、他の推定相続人との紛争防止のために同意が得られているかどうかも考慮される

第4 成年後見制度活用のポイント

- 1 自己の判断能力が不十分な状況になった場合に、どのような支援や保護が必要になるか、あるいはどのような財産管理が望ましいかを考えておくこと

- 2 自分の意向に沿った財産管理を希望する場合には、任意後見契約を予め締結しておくことも一つの方法

以上

Profile

弁護士 片山登志子 (かたやまとしこ)

《略歴》

昭和63年4月 大阪において弁護士登録
平成5年4月 片山登志子法律事務所開設
平成17年7月 片山・黒木・平泉法律事務所開設

《専門分野》

消費者問題(欠陥商品問題・情報公開・クレジット問題)
家事事件(離婚・遺産分割・成年後見等)

《役職・委員》

NPO法人消費者ネット関西 専務理事
NPO法人消費者支援機構関西 副理事長
日本弁護士連合会家事法制委員会 副委員長

片山・黒木・平泉法律事務所

〒541-0041
大阪府中央区北浜2-5-23 小寺プラザ7階

TEL:06-6223-1717

FAX:06-6223-1710

